

第2次改正中華人民共和国商標法(7)*

—逐条解説6—

暨 文静**



第4章 登録商標の更新、譲渡及び使用許諾

第37条 登録商標の有効期間は10年とし、その登録を許可された日から起算する。

【解説】本条は登録商標の有効期間についての規定であり、旧法23条の内容と同一である。

本条は、商標権の有効期間は登録の許可日から10年をもって終了することを規定している。ここでいう登録の許可日とは、商標出願の初期査定の公告日から3ヵ月である異議申立期間の満了日の次の日である3ヵ月後の月に起算日に応当する日がないときは、その月の末日に異議申立期間が満了する。すなわち、初期査定の公告日から起算して4ヵ月目の初日は、商標の登録の許可日である。4ヵ月目の初日に対応する日がなければ、その月の初日は商標の登録の許可日となる。例えば、商標出願の初期査定の公告日が11月30日である場合は、その対応する商標の登録の許可日は翌年3月1日となっている。

商標権の有効期間を10年と設定したのは、1983年3月1日から施行された旧法である。1950年7月29日に政務院より公布の「商標登録暫行条例」においては、登録商標の有効期間を20年としていたが、1963年4月10日に国務院より公布された「商標管理条例」には、登録商標の有効期間がその商標の登録を認可した日から国内企業⁽¹⁾（商標権者）の登記を抹消されるまで有効となるという規定に変更した。すなわち、登録商標が取消されるまで、或いは商標権者である国内企業が抹消されるまでにその商標権は永久に法的な保護を受けられる。ただし、中国における外国企業の登録商標にはこの規定が適用されず、10年の使用（有効）期間が別に設けられた。この条例においては、登録商標の有効期間について事実上二つの異なる待遇の制度が設けられたためさまざまな問題が残り、国際的な批判も浴びていた。その後、旧法の立法作業が行われ、パリ条約などの国際条約に加盟したいという目的もあり、

パリ条約の内国民待遇原則にあわせて、内外とも登録商標の有効期間を10年と規定し、本法まで引き続いている。

第38条 登録商標の有効期間を満了し、継続して使用する必要がある際、期間満了前6ヵ月以内に、更新登録の申請をしなければならない。この期間内に申請を行うことができない場合、6ヵ月の延長期間を与えることができる。延長期間を満了しても申請を行われなければ、当該登録商標は取消される。

更新登録の有効期間は毎回10年とする。

更新登録は、認可された後に公告される。

【解説】本条は登録商標の有効期間の更新登録申請に関する期間について規定したものであり、旧法24条の内容と同一にしたものである。

一項は、登録商標の有効期間をその商標権者の更新登録の申請によって更新することができると規定したものである。商標権は、その商標を使用することにより蓄積された社会信用を保護することと、不正競争を防止することを目的とするため、かかる観点からは有効期間を限定する必要がない。しかし、一度登録された商標権が永久に存続するということは、長期間にわたってその登録商標にかかる使用態様が変更したり、或いは商標権者の廃業又はその他の理由により使用されていない登録商標が大量に存在すること⁽²⁾により本来の目的を逸脱する不当な結果となる。そこで、登録商標の有効期間は一応10年と規定し⁽³⁾、必要な場合は、何回でも有効期間を更新することができることとした⁽⁴⁾。すなわち、商標権は、更新登録の申請をすれば存続し、しなければ取消されるという半永久的な権利となっている。

更新登録の申請をする際、登録商標の名称、登録番

* (1)は2002年4月号、(2)は8月号、(3)は9月号、(4)は11月号、(5)は2003年2月号、(6)は3月号に掲載

** 中華人民共和国弁護士

号、有効期日、申請人の名称及び住所、更新登録の申請期日を明記した「商標更新登録申請書」を商標局に提出しなければならない⁽⁵⁾。商標局は更新登録の申請に対しその権利の有効性を判断する商標登録出願における実質的な審査を行わず、申請人の名称又は登録番号などの記載が原登録商標の記載に合致しているか否かについて形式的な審査を行い、問題がなければ、更新登録を認可する。

同項は、更新登録をなしえる申請期間について商標権の有効期間の満了前6ヵ月から満了の日までと規定している。更新登録の申請を商標権の有効期間満了前6ヵ月期間内に行うことができない場合について、さらに商標権の有効期間の満了後6ヵ月間は更新登録の申請を認める延長期間を設けた。ここでいう「できない」について特に何らかの理由は問わない。

また、同項はその延長期間内に更新登録の申請が行われなければ、初めて当該商標権の有効期間が更新されなかつたものとしてその「当該登録商標は取消される」と規定した。すなわち、当該商標権は延長期間が経過しても消滅されず、その有効期間は更新されたものとし、その延長期間内に更新登録の申請がない場合に初めてその商標権は遡及して消滅することとなる。従って、その延長期間内であれば、更新登録の申請がなくても商標権者としての地位が認められるが、その延長期間内に更新登録の申請がなければ、逆に遡及してその地位を失うことになる。

二項は、更新登録の有効期間は毎回10年と規定した。その有効期間は当該登録商標の有効期間満了日の翌日から起算することとなる。

三項は、更新登録が認可された場合は、商標権者、更新登録の年月日などの必要な事項を商標公報に掲載することにより、その事実を公衆に知らせるように公告することとなる。

第39条 登録商標を譲渡する場合は、譲渡人と譲受人が譲渡契約を締結し、且つ共同で商標局に申請を行わなければならない。譲受人は当該登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。

登録商標の譲渡は認可された後に公告される。譲受人はその公告日から商標専用権を享有する。

【解説】本条は登録商標の譲渡について規定したものであり、旧法25条の内容とほぼ同一である。

一項は、商標権者がその所有する商標に化体された社会的信用より生まれた財産的価値を一種の財産権として他人に譲渡できることを規定した。商標権の譲渡にかかる要件としては、商標権者はその同一又は類似した商品について登録された同一又は類似した商標を一括して譲渡しなければならない⁽⁶⁾。それは同一又は類似する商標が異なる商標権者の所有となることを回避し、商標の使用によって公衆に誤認させないことを目的としたものである⁽⁷⁾。また、その一括譲渡がなされていない場合は、商標局は所定の期間を限定して補正させる。所定期間を過ぎても補正されなかった場合には、当該商標の譲渡申請は取下げられたものと見なされる⁽⁸⁾。タバコ等の強制登録が要求される商品にかかる商標権の譲渡については、その商品の主管部門より承認の書類を商標局に提出しなければならない⁽⁹⁾。

商標権を譲渡する場合は、譲渡人と譲受人が譲渡契約を締結し、共同で商標局に登録商標の譲渡申請書を提出しなければならず、共同商標権を譲渡する場合は、その登録商標の全ての権利者が譲渡人として同意しなければならない。譲受人はその譲り受けた商標を使用する商品の品質を保証する義務を負うものとなる。また、商標権の譲渡前に既に成立した当該登録商標にかかる使用許諾契約については、同契約において別途な規定がない限り、その効力に影響を与えないものとした⁽¹⁰⁾。

二項は、譲渡申請手続は譲受人によって提出され、商標局はその登録商標の譲渡申請を認可した後に譲受人へその譲渡証明書を交付し、商標公報に掲載することによって公告されることを定める。譲受人は当該公告日からその登録商標権を享有することとなる。

また、登録商標の譲渡申請により公衆に誤認、混同或いは悪影響を生じさせるとそれがあると商標局に判断された場合は、その譲渡申請は認可されないものとし、且つその理由を書面で申請人に通知する。

第40条 商標登録人は、商標使用許諾契約を締結することにより他人にその登録商標の使用を許諾することができる。許諾者は、被許諾者がその登録商標を使用する商品の品質を監督しなければならない。被許諾者は、その登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。

許諾を経て他人の登録商標を使用する際、必ずその

登録商標を使用する商品に被許諾者の名称及び商品の产地を明記しなければならない。

商標使用許諾契約は商標局に届出なければならない。

【解説】本条は登録商標にかかる使用許諾契約について規定したものであり、旧法26条の内容と同一である。

商標権者は、使用許諾契約を締結することによって他人にその使用を許諾することができるとされている。その契約の締結により、許諾者にその登録商標を使用する商品の品質にかかる監督義務、及び締結した契約の副本⁽¹¹⁾をその締結日から3ヵ月以内に商標局への届出が義務⁽¹²⁾づけられており、被許諾者にその登録商標を使用する商品の品質にかかる保証義務、及び使用する商品に被許諾者の名称と商品の产地を表示する義務がある。これらの義務も厳守しなければ、管轄権を有する工商行政管理局⁽¹³⁾により、一週間ないし二週間の期間を限定して是正命令が出される場合がある。

商標使用許諾契約の内容としては、1997年8月1日に商標局より公布された「商標使用許諾契約届出方法」6条规定によると、商標使用許諾契約は少なくとも次の内容を含めなければならない。

- (1) 使用許諾にかかる商標及びその登録番号
- (2) 使用許諾にかかる商品の範囲
- (3) 使用許諾にかかる期間
- (4) 使用許諾にかかる商標標識の提出方法
- (5) 許諾者の被許諾者に対するその登録商標の品質監督条項
- (6) 許諾者の登録商標を使用する商品に被許諾者の名称及び商品の产地の明記条項（サービスマークの使用許諾にも適用される）

商標使用許諾の形式には、商標権者であってもその登録商標を使用することができない独占的使用許諾と、商標権者は使用できるが他の第三者に許諾することはできない排他的使用許諾と、商標権者の使用を含む複数の他人にその登録商標の使用を許諾することができる通常的使用許諾との三種類の形式があるが、商

標法及びその他の関連法律に基づき、当事者の意思によるその商標使用許諾契約を締結することには問題がないと思われる。例えばサプライセンス契約などの契約条件を設けても、特に問題がない。また、商標使用許諾契約は商標局に届出が出されなければ、その効果は有するものとしても、第三者に対抗できないことに注意しなければならない⁽¹⁴⁾。

注

- (1) 「商標管理条例」では、商標出願人となるのは会社法人のみと定められ、自然人は商標出願人としては不適格である。
- (2) 劉稚主編「商標法新釈与例解」229頁（同心出版社、2003年1月）。
- (3) 唐德華・孫秀君主編「商標法及配套規定新釈新解」456頁（人民法院出版社、2003年1月）。
- (4) 国家工商行政管理总局商標局編著「中華人民共和国商標法釈義」154頁（中国工商出版社、2003年4月）。
- (5) 2002年9月15日に施行された「商標法実施条例」27条规定に参照。
- (6) 前掲注(5)の「商標法実施条例」25条2項の規定である。
- (7) 前掲注(2)の「商標法新釈与例解」241頁。
- (8) 前掲注(5)の「商標法実施条例」25条2項の規定である。
- (9) 前掲注(2)の「商標法新釈与例解」245頁。
- (10) 2002年10月16日より施行された「最高人民法院商標民事紛争案件に適用される法律若干問題に関する解釈」第20条规定に参照。
- (11) 契約の副本とは、正本の写しに社印を押したものであるといわれている。
- (12) 本法の実施により、旧商標法実施細則35条に規定した「商標使用許諾契約の副本を各県級以上の工商行政管理局への提出」義務は既に削除されているので、現在、商標使用許諾契約の副本は許諾者により商標局への届出義務のみとなっている。
- (13) 管轄権を有する工商行政管理局とは、許諾者又は被許諾者所在地の工商行政管理局であり、商品を販売される地域の工商行政管理局もその管轄権を有するものと見られる。
- (14) 前掲注(10)2002年10月16日より施行された「最高人民法院商標民事紛争案件に適用される法律若干問題に関する解釈」第19条规定を参照。

（原稿受領 2003.10.20）

新年号の巻頭写真を募集します

「パテント」誌2004年1月号の巻頭に飾る写真を募集します。会員が撮影した未発表の作品が条件です。相応しい写真をお持ちの方は、12月10日（水）必着で下記までお送り下さい。

送付先 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2 日本弁理士会広報課パテント担当

TEL 03-3519-2361

FAX 03-3581-9188